

全国子ども会安全共済会への加入について

(令和8年4月1日～令和9年3月31日加入分)

米子市子ども会連合会

○ 全国子ども会安全共済会とは

子ども会活動を安心して行うために、子ども会が主催する活動における事故等の怪我や疾病について補償する共済制度です。

○ 全国子ども会安全共済会加入にかかる金額

全国子ども会安全共済会へ加入する際には、全国子ども会安全共済会費の他に、全国子ども会連合会と鳥取県子ども会育成連絡協議会への納入金も必要となります。

年齢 (令和8年4月1日時点)	1人あたりの金額	内 訳
18歳未満 (幼児/小学生/中学生/高校生)	150円	全国子ども会安全共済会費 50円 全国子ども会連合会運営費 20円 鳥取県子ども会育成連絡協議会運営費 80円
18歳以上 (育成者等)	250円	全国子ども会安全共済会費 50円 全国子ども会連合会運営費 20円 鳥取県子ども会育成連絡協議会運営費 80円 鳥取県子ども会育成連絡協議会育成会費 100円

○ 年度初めの加入手続きについて

「加入申込書」及び「年間行事計画書」について、電子申請、メールまたは事務局へ持参のいずれかの方法で提出したのち、地区負担金（7,000円）と子ども会費（小学生1人あたり40円）を含めた合計金額を、以下の口座へ期限内にお振込みください。

振込口座：山陰合同銀行 米子支店（普）3736236
安全会 代表 永柴 一博（ナガエ カズヒロ）

振込み期限：令和8年5月15日（金）

【注意事項】

- ※ 振込者名は個人名ではなく、「地区名」または「単位子ども会名」をご登録ください。
(地区で取りまとめる場合は、「地区名」をご登録ください。)
- ※ 振込手数料については、ご負担いただきますようお願いいたします。
- ※ 事務局での現金による受領については対応いたしかねます。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしく願いたします。

○ 以下の場合は、必ず事務局にご連絡ください

子ども会活動中に事故等が発生した場合や、年度途中で新規加入及び異動があった場合

【米子市子ども会連合会事務局】

所在地：米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里1階 こども政策課内
電話：0859-23-5439 メール：kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp